

(参考様式2)

## 事前点検シート

計画主体名	鹿児島県 霧島市		
計画期間 実施期間	H28 ~ H32 H28 ~ H30	総事業費（交付金）	450,727千円（225,363千円）

## 1 計画全体について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
活性化計画の目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	適	農業交流施設、農林業体験施設、ワイン製造見学工場施設、高生産性農業用機械施設（低コスト耐候性ハウス省エネルギーモデル温室苺栽培施設）で地域農産物を販売する事による地域産物の販売額の増加が図られ、基幹産業である農業と観光を連携した施設活用をする事で286千人の交流人口の増加を目指す。さらに、施設運営で雇用が見込まれ、その事で定住促進に繋がることから基本方針と適合している。
事業活用活性化計画目標及び評価指標の設定内容に対し、交付対象事業の構成が妥当なものか。	適	事業活用活性化目標は地域農産物の販売額の増加であり、評価指標は、第1評価指標（交流人口の増加）、第2評価指標（雇用者数の増加）、第3評価指標（地域産物の販売額の増加）である事から妥当である。
市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	適	本市の策定している、総合計画、農業振興地域整備計画、都市計画等に関する基本的な施策と連携し、調和が図られている。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	適	計画策定にあっては、農事組合法人の意見等を重視し、地域住民に事業説明会を開催し、合意形成を図り事業計画した。
活性化計画の策定にあたり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか	適	事業実施主体や関連機関の女性専門家等の意見を聴取し協議を行っている。
事業の推進体制は確立されているか	適	事業推進体制については霧島市、農事組合法人、関係機関が一体となって事業推進にあたっている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	適	農業交流施設、農林業体験施設、ワイン製造見学工場施設、省エネルギーモデルハウスの施設は、地域農産物の増加や交流人口の増加を目指すことであり、雇用促進、定住促進が図られることから整合性が確保されている。

計画期間・実施期間は適切か	適	計画期間は、事業量等の検討を行い平成28年度から平成33年度の6ヵ年とし、事業実施期間は平成28年度から平成30年度の3ヵ年とする。
交付金要望額は交付限度額（事業費×交付額算定交付率）の範囲内か	適	交付金要望額は、実施要綱及び実施要領の別表に定める交付額算定交付率に基づき算定し、総事業費が450,727千225,363千円であることから、限度額の範囲内である。

## 2 個別事業について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	適	本交付金により新たに整備する施設であり、自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものではない。
土木・建築構造物等の施工にあたっては、各種関係法令および設計基準に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとなっているか。また、設計・施工等における検査体制が確保される見通しはあるか	適	霧島市建設工事指名競争入札参加者等の指名基準等に関する要綱に基づき、資格を有する建築設計事務所による入札で実施設計者を決定し、建築基準法等や関連法規に基づき建築確認申請を行うため、十分な安全性は確保できる。又、建築主事による完成検査や建築設計事務所監理建築士の管理検査等の検査体制が確保される。
木造の施設整備を行う場合、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築基準法施工令（昭和25年政令第338号）、木造の継手及び仕口の構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1460号）等に基づく体力壁等の基準を満たすものとなっているか	—	該当なし
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村振興交付金実施要領の別紙6に定める基準を満たしているか	—	該当なし
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第34号）別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	適	本計画において農業交流施設・農林業体験施設（建築本体31年、建築設備15年）、ワイン製造見学工場施設（建築本体31年、建築設備15年、製造機器10年）、低コスト耐候性ハウス省エネルギーモデル温室（ハウス本体14年、農業用機械7年）であり、規定を満たしている。

事業による効果の発現は確実に見込まれるか	適	費用対効果分析は適切に行われ、事業による効果は確実に見込まれる。
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村振興交付金交付金(農山漁村活性化整備対策)費用対効果算定要領(平成28年4月1日付け28農振第〇号農林水産省農村振興局長通知)により適切に行われているか)	適	農山漁村振興交付金における費用対効果分析の実施について、農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策)費用対効果算定要領により適切に行っている。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	適	投下した総事業費 総事業費 A = 450,727千円、妥当投資額 B = 501,329千円 投資効率 = B / A = 1.11
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	適	事業内容は農山漁村振興交付金実施要領別紙6別表1に示されているものであり、事業実施主体は別紙6別表2に示している農事組合法人であることから、要件等を満たしている。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	適	農事組合法人が、運営管理規則に基づき使用するものであり目的外使用の恐れはない。
施設等の利用計画が作成されているか、またその利活用の見通し等は適正か	適	施設利用規定が定められ、利用規定に基づき運営管理規則を定め運営に当たるため、適正に利用される。
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	適	現状の春山地区は交流拠点の核となる施設が未整備のため観光客数にも限界がある。今後は観光(地域観光資源)との連携を図り、観光客の誘致、グリーンツーリズム、子供の農業体験等を実施し、平成33年度に春山地区の入り込み客286千人見込む。
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか。	適	農業をテーマにした観光客や子供達をターゲットにした体験型観光農業施設である農業交流施設、農林業体験施設、ワイン製造施設については近隣に類似施設はない。 又、近隣(垂水市牛根)施設(道の駅)は年間約90万人の利用者があり、観光地である春山地区は多くの利用者が見込まれる。

利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	適	施設利用者は、グリーンツーリズム、農業体験など都市との農業体験交流者や国内観光客、海外観光客の利用者も見込んでいる。施設は、農業交流施設や農林業体験施設であり利用対象者を検討した形態を有している。又、産直レストランや産直物産館を設けており、年間を通して利用できる。
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	適	施設は、見込まれる入り込み客数を基準に必要な最小限の規模で計画している。設置場所である春山地区は霧島市の中央部に位置し、果樹中心の地域であるため地域の観光農園と連携が図れる。霧島市は、霧島錦江湾国立公園の恵まれた景勝地や九州自動車道、鹿児島空港等の交通便利性の好条件を有しているため、年間750万人の観光客が訪れており、春山地区も多くの観光客が見込まれる。
施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	適	農業交流施設の産直レストラン・産直販売所、ワイン製造施設、農林業体験施設に多くの女性スタッフを雇用する計画である。
事業費積算等は適正か	適	適正に積算されている。
過大な積算としていないか	適	本事業において整備する施設は、規模算定計画書を作成し、事業費については鹿児島県内の類似施設事例等を参考に計算し、過大とならぬよう計画している。
建設・整備コストの低減に努めているか	適	施設規模は、アクセス道路交通量や鹿児島県道の駅事例等を基に交流人口や利用者数等により施設規模を算出して、建物の構造やの規模等を精査し、構造を鉄骨造とするなどコスト低減に努めている。
附帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか）	適	本事業の付帯施設は、施設の必要不可欠な駐車場や屋外外構施設である為、汎用性の高いものではない。
備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか）	適	本事業で整備する備品は、加工機器や厨房機器等であり、施設規模に適応した選定となっており、汎用性の高いものではない。
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	適	整備予定地は、観光地に隣接し、観光農園が多く運営されている果樹栽培地域であることから本計画の目的に関して適正な場所である。

施設用地が確保されている又は確保される見通しがいつているか	適	施設用地の地権者は、農事組合法人の関係者であり、施設用地は確保される。
体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、農山漁村振興交付金実施要領の別紙6（平成28年4月〇日付け28農振第〇号農林水産省農村振興局長通知）に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討している	適	農林業体験施設に整備する宿泊施設は、学校・学級単位の体験学習や都市と農山漁村との交流体験で利用する施設であり、宿泊室が5室である事から基準を満たしている。
交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か	適	上限事業費内及び上限規模内で計画されており適正である。
処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」（平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知）Iの第2の4の（3）の基準に照らし適正であるか	—	該当なし
整備する施設の延べ床面積の合計が、1,500㎡以内か（既存施設は除く）	適	農業交流施設 998 ㎡、農林業体験施設 348 ㎡、ワイン製造見学工場施設 150 ㎡であり、各施設の延べ床面積は1,500 ㎡以内である。
地域間交流拠点については、延べ床面積㎡当たり29万円以内であるか。（既存施設については、1,500㎡以内の交付算定額となっているか。	適	農業交流施設 998 ㎡、農林業体験施設 348 ㎡であり、それぞれ1,500 ㎡以内である。また、事業費については、農業交流施設 21.1 万/㎡、農林業体験施設 26.8 万/㎡、ワイン製造施設 28.2 万/㎡でそれぞれ㎡当たり 29 万円以内である。
地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか	—	該当なし
地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか	—	該当なし
生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	—	該当なし
1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか	—	該当なし

6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	—	該当なし
事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	適	事業実施主体及び関係機関において、適正な資金調達計画と償還計画が策定されており、事業費の交付残については金融関係の融資や政策公庫の融資を検討している。
入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か	適	総合評価方式による条件付き一般競争入札とする。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか	適	施設利用規程、施設運営管理規定が策定されており、施設の管理・運営が適正に行われる。
維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）	適	農事組合法人の維持管理計画については、市、関係機関と協議し、適切な維持管理計画を策定する。施設の管理・更新に必要な資金については、金融機関と十分検討している。
収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費が5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	適	事業実施主体である農事組合法人が収支計画を策定しており、税理士等の専門家による経営診断を受けている。
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	適	他の事業との合体施工は行わない。
他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか（ある場合には、事業名を記載すること。）	適	他の事業への重複申請ではない。
生産振興を主たる目的とする施設整備等ではないか	適	施設整備の目標は、交流人口の増加、地域産物の販売額の増加、雇用者数の増加である。
他の施策（強い農業づくり交付金等）において交付対象となる施設等ではないか。	適	施設整備は、農業交流施設、農林業体験施設であるため、強い農業づくり交付金等において交付対象となる施設ではない。